

**第1章 エントラント、ドライバー、ピットクルーの遵守事項**

- 第1条** 法規及び規則の熟知と遵守  
 エントラントは自己の参加に係わるすべての者にすべての法規及び規則を遵守させる責任を有するものとする。
- 第2条** 安全の確保とその責任  
 1) エントラント、ドライバー、ピットクルー及び競技に参加する全ての者は、常に安全の確保に留意しなければならない。  
 2) 安全の確保は、競技に参加するすべての者が各自の責任において常に留意しなければならない最も重要な事項である。競技中、万一事故による車両の損害あるいは人員の死傷等があった場合でもスポーツとしての原則に基づき、その責任は各自が負わなければならない。オーガナイザー及び他の参加者、あるいは競技の運営に当たる競技役員やサーキットの職員等もこのことを明確に約束しなければならない。
- 第3条** マナーの遵守  
 競技に参加するすべての者はスポーツマンとしての態度を保ち、言語を慎み、礼儀正しく、公序良俗に反する行為を慎み、明朗公正に行動しなければならない。また、競技会の期間中に薬品によって精神状態をつくろったり、飲酒したりした者はレースから除外される。
- 第4条** 自主責任体制  
 競技に参加するすべての者は自らの意志と責任において参加するものであることを深く認識し、万一の場合に備えて家族の諒解を得ておくと共に、有効な保険に加入するなどして、十分な自己責任体制を整えた上で参加しなければならない。
- 第5条** ドライバースプリーフィング  
 すべてのドライバー及びオーガナイザーによって指名された者は、必ずスプリーフィングに出席しなければならない。
- 第6条** ペット類のパドック入場、及び16才未満の者のピットエリアへの出入りは禁止する。

**第2章 競技車両番号(ゼッケン)**




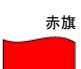




- 第1条** 競技車両には大会事務局によって指定された番号を次の方法で貼付しなければならない。  
 主催者指定ゼッケンを含め、前後左右4カ所に張らなければならない。
- 第2条** 競技番号の判読が困難であると計時委員長が判断した車両については競技番号の修正が命ぜられる。これに従わない場合には、タイム計測を拒否される場合がある。
- 第3条** 1~99までの2桁で決定する。登録ゼッケンは1年間有効とし、参加が1年以上ない場合には抹消されることを原則とする。

**第3章 車両広告**

- 第1条** エントラントが競技車両につける広告は、社名及び商品広告等は許される。名称は公序良俗に反するものであってはならない。
- 第2条** 車両広告はすべて公式車両検査において点検され、不適当と判断されたものは撤去或いは修正が命ぜられる。これに応じない車両は競技参加を拒否される。オーガナイザー、あるいは大会後援協賛者の都合によっては、特定の広告が拒否される場合がある。

**第4章 ドライバーの安全遵守事項**

- 第1条** 競技に適した健康状態で参加し、競技中はつねにお互いの安全を考慮した協調的マナーのもとに自己の技量とコースの状態に適した競技速度で車両を運転し、危険とみなされる行為をしてはならない。  
 本条項の危険とみなされる行為とは、  
 ①衝突を故意に起こしたもの  
 ②他の車両のコースアウトを強いるもの  
 ③他の車両による正当な追い越し行為を妨害するもの  
 ④追い越しの最中に他の車両を不当に妨害するもの  
 ⑤自己の技量を超えて危険とみなされるスピン、オーバーランをしたもの  
 違反したものはその行為が危険であると判定された場合は厳しく罰せられる。
- 第2条** 故意に規定の走路を外れたり、コーナーをショートカットしたりして走行することは禁止される
- 第3条** オイル、ガソリン等の漏れを生じた車両、あるいは事故や故障によって危険が予測される状態となった車両は必ず一旦ピットに停止して完全な修理を行い、技術委員の点検を受けるものとし、不完全な状態でレースを継続してはならない。特に車体の一部分を失ったまま競技を継続することが認められた場合でも、その欠損によって有利となったことが明らかである場合にはペナルティが科せられる。
- 第4条** 走路は必ず定められた方向に走行し、いかなる場合も逆方向に走行してはならない。  
 ただし、安全上競技役員の安全上競技役員の誘導の下に行う場合はこの限りではない。
- 第5条** セーフティネットの有無にかかわらず、運転席側の窓は全開とする。  
 ドライバーは、監視ポスト等で表示される次の信号合図(フラッグ・シグナル)に熟知し従わなければならない。

	競技・走行終了。 (終了後は徐行・追越禁止)		コースはクリアである※フルコースコーションならびに走行再開時のスタート合図。
	速度を落とせ追い越し禁止。 本競技においては現場を過ぎるまで適用される。		トラック上にオイルまたは水があるために粘着性が低下している箇所がある。路面が滑る。
	レース・走行中止 全てのドライバーはただちにレースを中止し細心の注意をはらいながら必要に応じて停止できる態勢でメインストレート手前で停止。		車両に機械的欠陥あり、表示されたゼッケン車両は3周以内にピットインしなければならない。
	自分を追い越そうとしているより速い車両に進路を譲れ。後続車の追い抜き・追い越しの進路を妨げてはならない。		ルール違反および危険な車両に対しゼッケンと同時に表示される。提示された車両はただちにピットインしなければならない。
	レーススタート ※緑旗でスタートの場合もある		セーフティカー導入合図 このボードとともに黄旗が全ポスト振動表示される。

**第5章 走路の安全規定**

- 第1条** 走路は白線で明示される。また、直線走路の幅員は白線により区画される。この白線を4輪ともに逸脱する走行は許されない。但し、4輪ともに逸脱していない状況であってもペナルティが科せられる場合がある。
- 第2条** 各コーナーへの進入をミスするか、又は安全上の措置により、ランオフエリアに進入した場合は、安全を確認した上で規定の走路に戻ることができる。
- 第3条** ショートカットしたり、ランオフエリアをそのまま走行してコースに復帰した場合、下記のペナルティが科せられる。  
 1項) 公式予選：当該周回のタイムの抹消。  
 2項) 決勝レース：結果として有利になったと判定された場合、ペナルティが科せられる。
- 第4条** ドライバーは自らの意志に反してまたはその他の理由により走路上で車両を止めざるを得ない場合、できる限り速やかに走路外の安全な場所に停止し、競技中の他の車両に危険又は走行の妨げとならぬようにしなければならない。  
 万一、他の車両に危険又は走行の妨げとなる場所に停止し、ドライバー自身で車両を移動させることができない場合は、競技役員に援助を要請して安全な場所に移すものとする。
- 第5条** ピット・パドック内では、バックギアの使用は禁止とする。

## 第6章 車両検査

- 第1条 公式練習・予選に先立ち公式車両検査を実施する。その際、車両は出走可能な状態で指示された時刻までに車検区域に集合し、公式車両検査を受けなければならない。
- 第2条 エントラント及びドライバーは原則として公式車両検査に立ち会うものとする。
- 第3条 競技会審査委員会によって特別措置が認められない限り、所定の時刻までに検査を受けない車両、また検査の結果不適当と判定された車両は、公式予選及び決勝レースのいずれにも出走することはできない。
- 第4条 エントラントは技術委員長の求めに応じて書類を提出できるよう、車両仕様書を準備していなければならない。
- 第5条 技術委員長は検査の結果、不適当と判断した箇所について修正を指示することができる。
- 第6条 車両検査合格後の車両は如何なる改造も許されず、車両の安全性に影響を与えたり、車両規定に関連して疑問を呈するような分解又は修正を受けた車両、又は同様な結果を生じようとする事故に巻き込まれた車両は再検査を受け、技術委員長の承認を得なければならない。
- 第7条 競技長は事故に巻き込まれた車両を停止し、車両の再検査を求めることができる。
- 第8条 決勝レース終了後、各部門指定された台数の車両が検査を受けるものとし、競技会審査委員会はさらにレースに参加した他の車両を検査させることができる。

## 第7章 公式練習・予選

- 第1条 全てのドライバーは**公式練習又は予選に出走し**、安全上の参加資格と決勝レースのスターティンググリッドポジションについて判定を受けなければならない。
- 第2条 決勝グリッド決定方法  
一定の時間内に走行し、記録されたベストラップの比較により**各部門で**グリッドの順位を判定する。
- 第3条 同一タイム  
2名以上が同一タイムを記録した場合早い時刻にそのタイムを記録したものに優先権が与えられる。  
尚、同時刻に同一タイムを記録した場合にはセカンドタイムの比較により決定される。

## 第8章 スターティンググリッドについて

- 第1条 グリッドの決定について  
決勝スターティンググリッドは予選タイム順によって、N1500部門、660部門に分けて決定する。

## 第9章 スタート

- 第1条 スタート方式  
決勝のスタートは定められたグリッドについて後、オフィシャルカー先導でフォーメーションラップを1周行い、ローリングでスタートとする。  
この際、N1500部門と660部門とに分かれて時間差にてローリングスタートとするが、スタート時刻は先行グループの計時開始時刻とする。
- 第2条 ビットスタート  
ビットスタートは、レースがスタートされたすべての競技車両がビット出口を通過した後、コースインしスタートすることができる。
- 第3条 グリッド配列は1×1のスタaggerグリッドを原則とするが、参加台数によって部門毎に1列整列としたり、グリッド整列方法は変更される場合がある。
- 第4条 ボールポジション  
最前列のインサイドのグリッドを総合ボールポジションとする。(縦列にて整列の場合はこの限りではない)
- 第5条 非発走車のグリッドについては空席とする。(縦列にて整列の場合はこの限りではない)
- 第6条 **スタート進行要領(ローリングスタート)**
- 1項) スターティンググリッドの発表後、決勝走行に参加するすべての車両は**ビットロード封鎖時間までに**コース上の指定位置につかなければならない。グリッドについて後エンジンを停止し待機する。ただし、天候その他の状況に応じて変更がある場合はその都度競技長が指示する。
- 2項) 予選に出走しなかった車両及びグリッドにつけなかった車両はビットスタートとする。複数生じた場合、原則として予選に出走した者、しなかった者の順とし、予選に出走しなかった者が複数いた場合、原則としてゼッケン順にコースインするものとする。
- 3項) フォーメーションラップ(以下FLと言う)スタートの予告は3分前、1分前、30秒前、FLスタートが表示板によってなされ、これには音声を伴うことがある。  
a. 3分前 ドライバー、競技長を除くすべてのものはコース上から退去する。  
b. 1分前 ドライバーは着座した状態でエンジン始動する。  
c. 30秒前 この表示の後メインポストでスタート旗が振られ、オフィシャルカーの先導により全車グリッド位置を保ちつつ、1列又は2列となりフォーメーションラップでスタートする。
- 4項) ローリングスタート  
a. 決勝スタート時は、N1500部門、660部門に分かれ、部門毎にスターティンググリッドにつく。  
b. グリーンフラッグ振動表示でフォーメーションラップをスタートするが、そのラップ中は**終始グリッドの2列を維持すること**。  
(各車のイン・アウトの進路確保が大切)  
c. 先行の部門の隊列がある程度進行した後、後方部門がスタートする。各部門の間隔を維持すること。  
d. フォーメーションラップスタート30秒前の表示後、3項)に示す要領に従って全車両はフォーメーションラップに発進する。  
全ポストで黄旗が提示される。  
e. フォーメーションラップの途中で何らかのトラブル等によって隊列を保てなくなった場合後方車両にハザード等で合図を出すこと。この場合、後続車両はその車両を追い越し隊列を整え直さなければならない。  
f. フォーメーションラップはオフィシャルカーが全車両を最高速30km/h以下にて先導する。  
g. オフィシャルカーが退去した後も、ボールポジションの車両はそのまま同じ速度を保ちつつ全車両を誘導し、メインポストでスタート旗が振られるが、各競技車両はスタートラインを通過するまで他車を追い越してはならない。  
h. フォーメーションラップ中何らかの問題が生じた場合、全ポストにおいて黄旗が提示されることによりフォーメーションラップの継続を行なう。  
i. 先行する部門のスタートを以て、競技開始とする。
- 5項) スタート延期  
a. スタート手順が進行中、突如コースが使用不可の状態になるか、またはその危険が予測される状態になった場合、ドライバーにエンジン停止を命じる場合がある。  
b. スタート不能の車両が原因となりスタートが延期された場合、その車両は最後尾もしくはビットからスタートすることができる。この場合、当該車両の当初のグリッドは空けておくものとする。  
c. スタート不能車両が複数の場合、グリッド後方における当該車両の新しいポジションは、当初のスターティンググリッドに基づき決定される。  
d. スタート手順においていったん最後尾に着いた車両は、再インフォーメーションでストール車両があった場合でも当初のグリッドに戻ることができない。  
e. 延期されたスタートは状況が回復次第、5分前から再開される。またこの場合レース時間が短縮される場合がある。

## 第10章 セーフティカー(以下SC)導入フルコースコーションと解除

- 第1条 SC導入について
- 1項) 事故やトラブルによって走行継続に支障がある場合、または天候、その他の理由から走行の継続に支障はあるが、中断の必要がない場合メインポストにて「SC」ボードと黄旗が表示され、また全ポストにて黄旗が表示される。
- 2項) 上記の合図とともにSCが導入される。全ての走行車両は最徐行とし、コース上でのSCを含む他の車両の追い抜きは禁止する。ここでいう最徐行とはフォーメーションラップ時の速度(30km/h)をいう。
- 3項) SCは走行中の先頭車両に関係なく導入され、SCの指示によって先頭車両がSCの後ろにつくまで、その他の車両を追い越させない。追い越しの指示を出された車両はSCを追い越し、隊列最後尾にまわること。
- 4項) SC導入合図と同時にビットレーン出口は封鎖され、ビット内車両のコースインは制限される。(隊列が整った後、隊列最後尾にてコースイン可能となる。隊列の整わない場合はコースインできない。すべてはオフィシャルの指示に従うこと。)
- 5項) コース上の安全が確認されるまでSC先導で周回を重ねるが、その間の周回数はカウント(走行時間)されビットインし通常の給油作業、ドライバー交代、点検作業は認められる。
- 6項) フルコースコーションの解除  
再スタートが行なわれる場合SCが定常円手前から、アウトラインを走行し始めビットインする。SCがビットインし、先頭車両が隊列を先導し、メインポストにて緑旗が振られレース再開となる。全車両はコントロールラインを通過するまで、追い抜き及び追い越しをしてはならない。
- 7項) フルコースコーション中にマシントラブル、ガス欠等によって隊列走行維持が困難になった場合後続車に合図を送り、ラインをはずして走行すること。
- 8項) フルコースコーションが解除される前に、規定時間に達した場合、その時点でコースを走行している先頭車両がコントロールライン(フィニッシュライン)を通過した時点で競技終了となる。又チェッカーが振られた時点でビットにいる車両はチェッカーを受けずに競技終了となる。

## 第11章 赤旗中断と再スタート

### 第1条

- 1項 事故のため走路が封鎖状態となるか、または天候その他の理由により、その時点におけるレース続行が不可能な状態になった場合、競技長の判断により、全ポストにて赤旗を一斉に振動表示する。
- 2項 上記の合図が表示されたならば全競技車両は直ちにレースを中断し、何時でも停止できるスピードでオフィシャルの指示に従い、ゆっくりとメインストレート手前に停車すること。尚、赤旗提示後に他の車両を追い越してはならない。
- 3項 赤旗表示の合図が出された時点でピットインまたはコースインはできなくなる。
- 4項 赤旗中断中のピットにいる車両は、ドライバー交代を含むピット作業を継続して行なうことはできる。
- 5項 再スタートグリッドは赤旗表示の周回は無効とみなし、先頭車両が中断された周回の直前の周回時点の通過順に車両は整列し直される。
- 6項 再スタートはセーフティカー先導によるローリングスタートとする。
- 7項 赤旗時にピット内にいる車両は再スタート時の最後尾にてコースインすることができる。
- 8項 先頭車両の周回が**競技周回数**の**90%**(小数点以下は切上げ)経過している場合、その時点で競技終了とする。走行は赤旗表示の周回は無効とし、先頭車両が中断した周回の直前の周回にコントロールライン(フィニッシュライン)を通過した時に終了したものとする。

## 第12章 ドライバー交代と指定ピット回数

### 第1条 ドライバー交代について

- 1項 ドライバー交代は指定場所にて行なうこと、指定された場所以外(ピット、給油エリア等)での交代は禁止。
- 2項 ピットストップ義務時間の制限  
ピットインする車両はピットインする週の計測ラインから、ピットアウト(コースイン)する際通過する計測ラインを出る時に2分を切ってはならない。(2分間ルール)このルールに反した場合は走行周回より1周減算する。
- 3項 給油の際、給油所にて3分間の停止を義務づける。

	ドライバー交代のみ	給油ありのドライバー交代
ピットストップ時間	2分	5分

### 4項 義務ピットイン

- 全チームは、各戦、最低義務ピットイン回数を満たさなければならない。この義務ピットインは、最低ピットイン時間が満たされ、黒旗・オレンジボール・その他ペナルティ等主催者が指示したピットインではないピットストップの事である。  
**その回数は、ピットインし、且つコースインしてカウントされる(計時上の記録とする)**
- 5項 ドライバー交代エリアでの作業は禁止する。但し、エアチェック、ラジエーター等への水かけ、ホイールナットの増し締めは作業とはしない。その他作業は各自ピットで行なうこと。
  - 6項 同一ドライバーが連続して1時間以上走行してはならない。(自己管理による)
  - 7項 ピットイン時は必ずドライバー交代を行なうこと(黒旗、オレンジボール、ペナルティ等を除く)
  - 8項 ドライバー交代をした場合、必ずコントロールラインを1回は通過すること。(連続ピットインは、義務ピットインに数えられない)

### 第2条 最低ピット回数について

第1戦	8回	第2戦	12回	第3戦	11回	第4戦	8回
-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	----

※但し、N1500のAT車両及び1200cc以下の車両については、ピットイン回数は上記よりマイナス1回でよい、とする。

## 第13章 燃料・給油方法

### 第1条 燃料・給油について

- 1項 競技に使用する燃料は公式練習開始までに指定場所に保管すること。保管量については車両規則に準ずる。上記時間以降の燃料保管は認めない。タンクに自分のチーム名がわかるよう、ゼッケン番号の表記が必要である。

### 2項 給油時のルール

- a. 燃料の給油は必ず指定された給油所で行なわなければならない。ピット内での給油は禁止。
- b. 車検～決勝開始までの間、給油は禁止とする。
- c. 決勝終了15分前に給油エリアはクローズされる。
- d. 給油は安全のためにドライバーが降りた時点から、3分間停止を義務づける。  
(停止の3分間は、ドライバーが降車し、運転席のドアが閉まった瞬間にてカウントを開始し、3分間以上とする)
- e. 給油は各チーム員で行なうこと。その際必ず消火器を持つ者がいること。
- f. 給油作業は、2名までとする。(ドライバーが車両を降り、行ってもよいが、その場合ドライバーを含む)
- g. シートベルトは、給油エリア～チェンジエリアまでは、しなくてもよい。
- h. 1回あたりの給油量については自由とする。**複数の携行缶で給油する場合には、その旨を担当オフィシャルに申告すること。**

## 第14章 シリーズハンデ

### 第1条 シリーズハンデについて

- 1項 各クラス上位入賞チームに下記ハンデを科す。  
第1戦 シリーズチャンピオンハンデのみ  
第2戦 前戦入賞チームピット回数2回加算  
第3戦 前戦上位入賞チームピット回数2回加算  
第4戦 前戦上位入賞チームピット回数1回加算

### 2項 ハンデ対象者チームに関して下記のとおりとする。

クラス台数	1～3台の場合	上位1チーム
	4～7台の場合	上位2チーム
	8台以上の場合	上位3チーム

### 3項 シリーズチャンピオンハンデ

- 前年の各クラス優勝チームには、第1戦においてピットイン回数を1回追加するハンデを科す。  
ハンデは解消され、当年のハンデのみ有効となる。

## 第15章 競技中ハンデ

### 第2条 競技中のハンデについて

- 1項 女性、及び60才以上のドライバーが走行する場合、周回ハンデを付与する。(1人目は+2周、2人目は+1周)  
20歳未満(19歳以下)のドライバーが走行する場合周回ハンデを付与する。(各チーム最大2名、3周)  
※但し1人あたり、1回当たり(1ステイメント)20分以上走行でハンデが付与されるものとする。
- 2項 上記はいずれも、走行の直前に、指定の競技委員に、ドライバー本人が免許証持参にて申告する事。コースイン後の申告や代理人による申告は受付ない。

## 第16章 抗議及びペナルティ

### 第1条 抗議について

本競技会において参加者からの走行中を含む走行全般についての抗議は一切受け付けない。

### 第2条 ペナルティについて

本競技会においてチームに科せられる罰則(ペナルティ)は以下のものがある。

- a. ピットストップ時間(2分間ルール)違反 1周減算
- b. ホワイトラインカット 1周減算
- c. スタート時のフライング及び追い越し ピットストップペナルティ
- d. 各フラッグ無視 厳重注意又は1～3周減算
- e. ドライバー交代回数違反 3周減算
- f. 給油停止時間違反 3周減算
- g. 故意で悪質な走行規則違反行為者ならびにチーム 厳重注意または1周減算
- h. 重大なマナー違反やスポーツマンシップに反する行為 厳重注意または1周減算

その他違反行為によってペナルティが科せられる場合がある、全ては競技長判断による。

## 第17章 走行の終了と順位の認定、再車検について

### 第1条 走行の終了について

- 1項 決勝は規定時間が経過した時点で最も周回数の多い車両の先頭車両に対しコントロールライン(フィニッシュライン)通過後にチェッカー旗が振られ終了となる。なお、チェッカー旗は2分間提示され、その間にチェッカーを受けなければならない。
- 2項 所定時間の終了と同時にピット出口は封鎖され、ピットに停車中の車両は再びコースに戻ることはできない。
- 3項 チェッカー旗が何らかの理由によって規定時間が経過する前に表示された場合であっても、走行は、その時点で終了したものとみなされる。
- 4項 先頭車両の周回数が**競技周回数の90%**以上経過した後に赤旗中断となった場合、先頭車両が赤旗表示の周回の前の周回コントロールライン(フィニッシュライン)を通過した時に終了とみなし、最終順位に認定する。この時ピット内に停止している車両はアウトラップ前の周回で終了したとみなす。
- 5項 ダブルチェッカーについては第16章・第2条・d項が適用され、重大ペナルティとして扱われる。

### 第2条 順位の認定について

- 1項 チェッカー旗が何らかの理由により遅れて表示された場合は、チェッカー旗とは無関係に競技は規定の時間で終了したものと順位が決定される。
- 2項 順位の最終判定はチェッカー旗ではなく計時上によって決定される。
- 3項 チェッカー旗を受けられなかった車両のうち、**先頭車両の走行周回数の70%以上**を走行した車両は完走扱いとし、チェッカー旗を受けた車両の後に順位づけされる。**(完走規定周回数は70%)**

### 第3条 レース終了後および再車検について

- 1項 チェッカー旗後は全コース追越禁止。その後全車両コントロールライン手前に停止すること。この件についてはFIA及びJAF共通競技規則(スポーティングレギュレーション)に基づく違反行為とする。
- 2項 上位3チームはレース後、技術委員によって車検を受けなければならない。  
車検が終了するまで車検現場にはチーム員が入ることは原則として許されない(車両保管)。但し必要に応じて代表者1名が立ち会いを求められる場合がある。  
レース後車検が終了した後、競技長によって車両保管解除が宣言される。

## 第18章 賞典

### 第1条 賞典について

- 1項 全戦、表彰は各クラスの上位を対象とする。
- 2項 賞典対象  
1台～3台 … 1位のみ  
4台～5台 … 2位まで  
6台以上 … 3位まで
- 3項 盾および副賞

## 第19章 予選ポイントについて

### 第1条 予選ポイントについて

- 1項 予選タイム上位のチーム(各クラス)に予選ポイントを付与する。  
ポイントについては下記表参照
- 2項 クラス参加台数が3台未満の場合は付与しない。

順位	1位
得点	5

## 第20章 シリーズポイント及びシリーズ賞典について

### 第1条 シリーズポイントについて

#### ●第1戦、第4戦

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位
得点	25	22	20	18	17	16	15	14	13	12	11

順位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位	21位～
得点	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

#### ●第2戦、第3戦

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位
得点	37.5	33	30	27	25.5	24	22.5	21	19.5	18	16.5

順位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位	21位～
得点	15	13.5	12	10.5	9	7.5	6	4.5	3	1.5

- 1項 シリーズポイントは各戦ごとに、総合の順位にて付けられる。ただし、クラスごとの順位表彰とする。
- 2項 得点が同点の場合は一次会あたりより大きい得点をより多く獲得したものを優先する。  
それでも同点の場合は、優勝した回数が多いチームを優先し、なおも同点の場合は優勝の次に上位で入賞した順位の回数で決定する。

### 第2条 シリーズ賞典について

- 1項 シリーズ賞典は年間総合ポイント各クラス年間参加チーム数に応じてトロフィーと副賞を授与する。
- 2項 シリーズ賞典対象  
シリーズ参加台数 1台～3台 … 1位のみ  
4台～5台 … 2位まで  
6台以上 … 3位まで
- 3項 シリーズ途中での参加クラス変更があった場合は、それまでクラスのシリーズポイントは抹消とする。
- 4項 シリーズ有効ポイントは4戦中3戦以上とする。

## 第21章 リタイヤ(棄権)

### 第1条 リタイヤについて

走行中、事故あるいは故障等により以後の走行を放棄するチームは、トランスポンダを返却しつつ、コントロールタワー2階まで、トランスポンダーの返却をすると共にリタイヤの意思を届けるものとする(リタイヤ申請)。

## 第22章 その他注意事項

### 第1条 バドックの使用について

- 1項 ピットバドック内は火気厳禁とする。
- 2項 持ち込んだゴミは各自で持ち帰ること。サーキット内に捨てない(廃油、オイル缶、パーツクリーナー缶、ウエス等)
- 3項 ピットバドック内への車両駐車禁止(車両搬入時は認める、その他は上の駐車場へ)
- 4項 ピットバドック以外では指定された場所でのみテント等を張ることとし、指定場所以外の場所の専有は行わないこと。
- 5項 サーキット内の電源の利用はご遠慮ください。※計時システムに影響を及ぼす可能性があるため

### 第2条 競技規則改定について

- 1項 本競技規則書は予告なく変更される場合がある。

### 第3条 ピットでの作業について

- 1項 ジャッキアップを伴う作業は、必ずボックスイン(屋根下スペース)に車両を入れ、作業をしなければならない。
- 2項 その他の作業については、ピット前で作業を行ってよいが、安全に配慮し、また他チームの妨げにならないよう、注意しなければならない。
- 3項 **ピット・バドックにおいてバックギアの使用は安全の為禁止する。(手押しで移動すること)**
- 4項 その他ピットにおいて危険行為や、著しく場内の安全・秩序を乱す行為をおこなった場合にはペナルティの対象となる。

## 第23章 競技に関する決定について

競技に関する全ての最終判断は競技長に委ねられる。